

【交付申請～支払】

1	交付申請 (様式第1号) 樹木・樹林の管理行為の <u>施行前</u> に「①保存樹等概況写真」及び「②経費の内訳が記載されている見積書の写し」を添付すること。	申請者 → 市	
↓			
2	交付決定通知 (様式第2号) 市が申請内容を審査し、適当と認めたら申請者へ通知する。	市 → 申請者	
↓			
3	実績報告書 (様式第4号) 樹木・樹林の管理行為が完了後、「①経費が明記された領収書の写し」「②管理行為の確認をできる <u>現場写真(作業前・作業中・作業後)</u> 」を添付。	申請者 → 市	交付決定を受けた年度内に提出すること。
↓			
4	確定通知 (様式第5号) 市が報告書を審査し、補助金交付の決定内容に適合していると認めたら、交付額を確定し、申請者へ通知する。	市 → 申請者	
↓			
5	請求書 (様式第6号) 確定通知をもって補助金の請求を行う。	申請者 → 市	交付決定を受けた年度内に提出すること。
↓			
6	支払 市が請求書に記載の口座へ支払を行う。	市 → 申請者	